|  |
| --- |
| **公共料金の割引等** |

|  |
| --- |
| **旅客鉄道株式会社等**  |

●普通乗車券の割引率

・身体障害者手帳の第１種または療育手帳Ａ（第１種）を持っている人

本人のみ乗車の場合　…　片道１００kmを超える場合５割引

介護者と同乗の場合　…　本人、介護者共に５割引（距離制限なし）

　・身体障害者手帳の第２種または療育手帳Ｂ（第２種）を持っている人

本人のみ乗車の場合　…　片道１００kmを超える場合５割引

※介護者の割引はありません。

定期乗車券、回数乗車券については、各鉄道会社の窓口又は係員にお問い合わせください。

※私鉄（鉄道）運賃の割引については各鉄道会社の窓口にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| **遠鉄電車（遠州鉄道線）**  |

●普通乗車券の割引率

・身体障害者手帳の第１種または療育手帳を持っている人…本人、介護者共に５割引

・身体障害者手帳の第２種を持っている人…本人のみ５割引

（小学生以下の身体障害児は介護者も５割引）

　※介護者についてはすべて１名を限度とします。

・精神障害者保健福祉手帳を持っている人…本人のみ５割引

（１級または小学生以下の場合は、介護者も５割引）

定期乗車券、回数乗車券については、鉄道会社の窓口又は係員にお問い合わせください。

※５割引運賃が最低運賃を下回る場合は、最低運賃が適用されます。

|  |
| --- |
| **バ　　ス**  |

●普通乗車券の割引率

障害者割引が受けられます。割引対象・割引率・割引の方法は各社に事前に確認してください。

バス会社によって異なりますので、各社に事前に確認してください。

定期乗車券についてはバス事業者の窓口又は係員にお問い合わせください。

|  |
| --- |
| **県内タクシー**  |

・身体障害者手帳または療育手帳を持っている人…１割引（運賃）

|  |
| --- |
| **天竜浜名湖鉄道**  |

●普通乗車券の割引率

・身体障害者手帳の第１種または療育手帳Ａ（第１種）を持っている人…本人、介護者共に５割引

・身体障害者手帳の第２種または療育手帳Ｂ（第２種）を持っている人…本人のみ５割引

（小学生以下の身体障害児は介護者も５割引）

※介護者についてはすべて１名を限度とする。

・精神障害者保健福祉手帳を持っている人…本人のみ５割引

（１級または小学生以下の場合は、介護者も５割引）

定期乗車券、回数乗車券については、鉄道会社の窓口又は係員にお問い合わせください。

※５割引運賃が最低運賃を下回る場合は、最低運賃が適用されます。

●問い合わせ先

営業課　☎９２５－２２７６

|  |
| --- |
| **航路・フェリー**  |

ほとんどの航路・フェリーで障害者割引が受けられます。割引対象・割引率・割引の方法は各社に　　事前に確認してください。なお、割引対象でない航路もあります。

|  |
| --- |
| **国内航空**  |

１２歳以上で手帳の交付を受けている人が国内航空を利用する際、本人、介護者共（おひとり様まで）に運賃が割引される場合があります。割引対象・割引率・割引の方法は、航空会社や路線によって　　　　異なりますので、各社に事前に確認してください。

|  |
| --- |
| **有料道路料金の割引**  |

「身体障がい者の人が自ら運転する場合」または「重度の身体障がい者の人もしくは重度の知的障がい者の人が同乗し、障がい者本人以外の人が運転する場合」で日常生活活動における通勤、通学、通院等に適用されます。

本人または本人の親族等所有の登録された自家用車もしくは自家用車を持っていない人が、レンタカーやタクシー等を利用する場合など事前登録していない自動車でも、事前申請により適用されます。

※対象車種：事前登録された自動車、事前登録されていない自動車（親族や知人の所有する自動車、レンタカー、車検時の代車、タクシー（要介護者のみ）など）ただし、業務利用等自動車は対象外です。

※割引有効期限がありますので更新申請が必要です。手続きは、有効期限の２か月前からできます。

・新規申請の場合…申請後２回目の誕生日まで

・更新申請の場合…申請後３回目の誕生日まで

〈対象道路〉高速道路株式会社等の管理する有料道路－全都道府県５割引

●対象者

・身体障害者手帳の第１種または療育手帳Ａを持っている人

本人が運転する場合、または介護者が本人を乗せて運転する場合に割引の対象

・身体障害者手帳の第２種を持っている人

本人が運転する場合のみ割引の対象

●窓口

各福祉事業所社会福祉課（裏表紙に記載）

持参するもの

①身体障害者（療育）手帳　②車検証（自動車登録またはＥＴＣカードをご利用する場合）

　③運転免許証（本人運転の場合）

ＥＴＣをご利用の場合は、④障害者本人名義のＥＴＣカード（１８才未満は親権者又は法定後見

人名義）　⑤ＥＴＣ車載器セットアップ申込書・証明書

※ＥＴＣをご利用の場合は、さらに次のア、イの手続きが必要となります。

ア.「ＥＴＣ利用対象者証明書」の発行を受ける。

イ.発行を受けた「ＥＴＣ利用対象者証明書」を各自で封筒に入れ、切手を貼付の上郵送（有料道路ＥＴＣ割引登録係あて）、その後有料道路ＥＴＣ割引登録係で登録後、結果通知が数週間で届きます。

（注）ＥＴＣをご利用の場合は、手続きが完了するまでに数週間かかりますので、お早目にお手続きください。

なお、ＥＴＣ利用の場合２４時間申請が可能なオンライン申請ができます。

問い合わせ：ＮＥＸＣＯ中日本お客様センター　0120-922-229

|  |
| --- |
| **ＮＨＫ放送受信料の免除**  |

減免証明書の発行を受けた後、ＮＨＫ静岡放送局視聴者グループ　☎054-654-5200（平日午前10時～午後5時）へ提出してください。また、減免に該当しなくなった場合、必ずＮＨＫ静岡放送局視聴者グループへ申し出てください。

●免除率と対象者

全額免除…ア．障がいのある人（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人）のいる世帯で、その世帯員の全員が市民税非課税の場合

1. 公的扶助受給者の人

ウ．社会福祉法に規定する社会福祉事業施設に入所している人

半額免除…ア．視覚障害又は聴覚障害の身体障害者手帳を持っている人が世帯主で契約者の場合

イ．重度の障がいのある人（身体障害者手帳１又は２級、療育手帳Ａ、精神障害者保健福祉手帳１級）が世帯主で契約者の場合

ウ．重度の戦傷病者の人（戦傷病者手帳を持っていて、障害程度が特別項症から第１款症の人が世帯主で受信契約者の場合）

●減免証明書発行窓口

・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っている人

…各福祉事業所社会福祉課

●手続きに必要なもの …手帳・印鑑（朱肉を使うもの（スタンプ印不可））

|  |
| --- |
| **ＮＴＴの福祉サービス** |

●ＮＴＴふれあい案内

電話帳の利用が困難な視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいや上肢などの不自由な人、知的障がいや精神障がいのある人を対象に、無料で電話番号をご案内します。（ご利用前には事前に登録が必要です）

※身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある人

視覚障がい　１～６級

肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい）　１、２級

聴覚障がい　２級、３級、４級、６級（１級、５級はなし）

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい　３級、４級（１、２級はなし）

※戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある人

視力の障がい　特別項症～第６項症

上肢の障がい　特別項症～第２項症

聴覚の障がい　第２項症、第４項症

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい　第１項症、第２項症、第４項症

※療育手帳（愛護手帳・愛の手帳・みどりの手帳と呼ばれる場合もあります）をお持ちの人

※精神障害者保健福祉手帳ををお持ちの人

・お問い合わせは、フリーダイヤル　0120-104174

●ＮＴＴファクス 104

耳や言葉の不自由な人からの「１０４」への電話番号やファクス番号のお問い合わせを、ファクスでお受けするサービスです。

受付番号：FAX　0120-000104

●ＮＴＴふれあいファクス

耳や言葉の不自由な人からの電話の移転、ご注文、故障などのご相談、サービスのお問い合わせなどをファクスでお受けするサービスです。（無料）

受付番号：FAX　0120-201390（静岡県・愛知県・岐阜県・三重県）

●電話お願い手帳　Web版/アプリ版

耳や言葉の不自由な人向けに、外出先で近くの人に協力をお願いする際に使用していただくコミュニケーションツールです。（無料）

※利用料は無料ですが、アプリのダウンロードやご利用時にかかる通信料は、お客様のご負担となります。

詳しくはNTT西日本、NTT東日本公式ホームページ等でご確認下さい。

|  |
| --- |
| **携帯電話の基本使用料等の割引**  |

割引の内容や手続き方法は、ご利用の携帯電話会社にご確認ください。

●窓口　携帯電話各社